

岩美病院通所リハビリテーション

及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 （事業の目的及び運営の方針）

目的：

- ・ 在宅生活の継続、在宅生活における実用的な諸活動の向上を目指して、常に利用者・家族の要望を取り入れた通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを行います。
通院することによって、利用者の心身機能向上を図り、生活リズムを整えます。（寝たきり予防など）
- ・ 外出すること、他の利用者や職員等に接することで精神的にもより刺激を受け、楽しく会話やゲームをすることによって生き甲斐を見つけたり、仲間を作ったり、社会参加の機会を提供します
- ・ 医療・保健・福祉の連携を図り、地域に根ざした在宅サービスの充実に努めます。
- ・ 職員の資質向上と専門性の確立に努め、より専門的な・質の高いサービスを目指します。

運営方針：

概要： 当事業所は介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （事業所の名称等）

- (1) 名称 岩美町国民健康保険岩美病院
- (2) 所在地 鳥取県岩美郡岩美町浦富 1029 番地 2

第3条 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者	1	通所リハビリテーション事業所の管理運営を統括し、所属職員を指揮・監督する。
医師	1	利用者の通所リハビリテーション計画及び運動器機能向上計画を作成し、利用者の医学的管理を行う。看護師・介護職員・リハビリテーションスタッフ等に医学的管理指示・リハビリテーション指示を行う。
看護師	1名以上	医師の指示のもと通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者の医学的管理をおこなう。

介護職員	1名以上	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者に必要な介護等を行う。送迎車の運転を行う。
理学療法士 及び 作業療法士	1名以上	医師の指示のもと通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者に必要なリハビリテーションを行う。
管理栄養士	1名以上	医師の指示のもと通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者の栄養改善のための計画書を作成し、医学的管理をおこなう。
歯科衛生士	1名以上	医師の指示のもと通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者の口腔機能の向上のための医学的管理を行う。
運転手	1名以上	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者の送迎を行う。

第4条 （営業日・営業時間・定休日）

営業日	月曜日～金曜日	8時30分～17時00分
サービス提供時間	9時30分～16時00分	
定休日	土日祝祭日・年末年始	

第5条 （通所リハビリテーションの利用定員・利用者数の上限）

定 員	30 人
-----	------

第6条 （通所リハビリテーションの内容・利用料・その他の費用の額）

内容：

- | | |
|------------|-------------|
| ①送迎 | ④ レクリエーション |
| ②食事の提供 | ⑤ その他必要な介護等 |
| ③リハビリテーション | |

利用料・その他の費用の額

指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その額の介護保険負担割合に応じた額とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金規定による。

第7条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域：岩美町
地域外のご利用については相談に応じます。

第8条 （サービス利用にあたっての留意事項）

1 送迎時間の連絡

利用決定時にお知らせいたします。天候や送迎のコースによっては送迎時間に変更があります。

2 体調確認

利用日には利用者の家庭での様子を連絡ノートで職員にお知らせ下さい。

3 昼食（お茶・おやつ含む）のキャンセル

利用者のご都合で昼食を食べられない場合には、サービス利用当日の午前9時までに職員まで連絡して下さい。（来所前であれば電話連絡下さい）

4 設備・器具の利用

施設内の設備・器具は本来の用法に従って利用して下さい。誤った利用により損害等が生じた場合には賠償していただくことがあります。

5 秩序

当施設のサービス従業者の指導によるリハビリテーション等を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦を図るようにご協力お願いします。

6 環境衛生の保持

施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力下さい。

7 以下の事項は禁止行為となります

- ・ 宗教や信条の相違などで他の人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- ・ けんか、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること
- ・ 喫煙など火気を用いること故意に施設もしくは物品に損害を与える、またはこれらを持ち出すこと
- ・ 貴重品の持ち込み

第9条 （非常災害対策）

1 防災時の対応

「防災計画」に基づいて、対応します。その際は職員の誘導に従ってください。

2 防災訓練

「防災計画」に基づき、年2回避難訓練を実施します。

3 防災設備

自動火災報知器、防火扉、避難誘導灯、屋内消火栓、消火器、ガス漏れ報知器、非常通報装置、非常用電源・照明、非常階段、スプリンクラー

設備等

- 4 防災責任者 : 通所リハビリテーション 責任者

第 10 条 (その他運営に関する重要事項)

1 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態等が生じた場合は、主治医、ご家族または緊急連絡先、居宅介護支援事業者等へ連絡する等の必要な措置をいたします。

2 秘密保持

事業者およびサービス従事者は、サービスを提供する上で知りえた利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第 3 者に漏らしません。この守秘義務は契約終了・退職後も同様です。

事業者は、利用者またはそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはそのご家族の個人情報を用いけません。

3 賠償責任

事業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により利用者に対して賠償すべき事故等（生命・身体・財産等の損害）が発生した場合、速やかに損害賠償を行ないます。

事業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、利用者に関わる居宅介護支援専門員等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

4 本書面に定めてない事項

この規定に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定めます。

第 11 条 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 病院長

虐待防止に関する担当者： リハビリテーション担当者

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

- (5) 虐待防止のための指針の整備をします。

- (6) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

- (7) サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居

人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第 12 条 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 13 条 (相談・苦情処理)

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

・ 苦情等申し立て窓口 の所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1 0 2 9 番地 2 岩美町国民健康保険岩美病院
窓口担当	地域連携室
電話番号	(0 8 5 7) 7 3 - 1 4 2 1
FAX 番号	(0 8 5 7) 7 3 - 0 0 2 8
受付時間	月～金の 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 祝日・振替休日及び年末年始を除く

附則

この規定は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。
この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 4 月 18 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。